

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品リスク管理向上対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課 食品安全対策係／食品指導係／乳肉衛生係

電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,870 千円 (前年度予算額：3,927 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,927	0	0	0	0	0	0	0	3,927
要求額	2,870	0	0	0	0	0	0	0	2,870
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成 27 年 4 月、J A S 法、食品衛生法、健康増進法 (栄養成分表示) の表示の部分が一元化され、食品表示法が施行された。そのため、事業者には食品表示法について周知し、消費者が食品を購入する際の重要な情報源である食品表示の適正化を強力に推進していく必要がある。
- 改正食品衛生法が令和 2 年 6 月に施行され、非許可業種を含めすべての食品等事業者を対象に HACCP に沿った衛生管理が制度化された。(令和 3 年 6 月完全施行)

県では制度化に先駆け、HACCP 導入促進を目的に平成 27 年 7 月、岐阜県版 HACCP 認定制度を創設し、これまでに 103 施設を認定した。

改正法が完全施行される令和 3 年 6 月までに事業者が HACCP の導入に円滑に取り組むことができるよう支援が必要である。

(2) 事業内容

○食品表示適正化対策推進事業 1,972 千円

食品表示の適正化を図るために、関係法令に基づく食品表示の監視指導

を実施するとともに事業者向け講習会を開催する。令和3年度は、食品表示法施行に伴う、表示の変更について適正化を図ります。

ア 食品表示の監視指導（食品表示法、米トレーサビリティ法）

イ 食品表示総合講習会の開催

ウ リーフレット等の作成

○ 自主衛生管理支援事業 898千円

高度な衛生管理手法である HACCP システムの普及推進により、食品の安全性を確保します。

ア 事業者向け HACCP 研修会の実施

イ 岐阜県版 HACCP 認定制度に関する現地調査の実施

ウ HACCP システムに基づいた専門的な助言指導、ATP 測定データを活用した監視指導の実施

(3) 県負担・補助率の考え方

食品表示に関する調査指導及び食品営業施設における衛生管理はいずれも県が所掌する事務であるため、県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	100	研修会講師謝礼
旅費	405	食品指導監視旅費、会費旅費等
需用費	1,429	検査試薬購入費、事務用品購入費等
役務費	580	食品表示マニュアル年間契約料、郵送料等
委託料	280	食品表示真正性検査委託料
使用料	76	食品表示総合講習会会場借上費
合計	2,870	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画及び岐阜県食品衛生監視指導計画に基づいて実施する事業

(2) 国・他県の状況

食品表示法、米トレーサビリティ法に基づき、他県でも同様の取り組みが行われている。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

食品関係事業者がコンプライアンス意識を持って、自主的な衛生管理に取り組むとともに、食品の適正表示を行うことによって、食品の安全性を確保します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
食品表示等総合講習会の受講者数	—	215人 (H24)	420人 (H30)	451人 (R1)	500人 (R3)	90%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 食品表示の適正化

ア 食品表示の監視指導

イ 食品表示総合講習会の開催（3回 451人参加）

ウ 食品安全対策モニター（386人）の配置と研修

(2) 自主管理体制の充実

ATP測定データを活用した監視指導の実施

(前年度の成果)

・平成30年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

各種の事業施策により、事業者に対する表示制度の周知、コンプライアンス意識の向上を図り、適正表示を推進しました。また、高度な管理手法を取り入れた自主衛生管理を推進し、食品の安全確保に寄与しました。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	全国的に偽装表示事件が後を絶たない中、県民が安心して食品を選択するためには、食品表示の適正化が不可欠です。また、事業者自身のコンプライアンス意識の向上、自主衛生管理の推進は、食品の安全性確保の面で最も重要な要素です。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	食品取扱施設に対する関係機関の合同監視において、30年度は食品表示法では24,512品目の食品表示を調査したところ、309品目の不適正表示を発見し、改善指導を行うことにより表示の適正化を図ることができました。また、事業者の食品表示や衛生管理に対する理解促進、コンプライアンス意識の向上を図る上で、食品表示総合講習会は重要な役割を果たしています。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	食品表示は関連法令が多岐にわたり内容も複雑であるため、食品表示を所管する各関係機関による合同監視の実施、食品表示適正化強化月間の設定など効率的な監視指導を実施しています。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 新しい表示制度が令和2年4月1日から義務化され、また全ての加工食品の原料原産地を令和4年3月末までに表示する必要があることから円滑な移行の推進と指導の強化を行っていく必要がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き制度周知、コンプライアンス意識の向上を図り適正表示を徹底する必要がある。 自主的な衛生管理推進については、HACCP導入を積極的に評価する岐阜県版HACCP認定制度を活用し、事業者に対してHACCP導入に向けた支援を実施する必要がある。
--